

平成28年

4月1日  
から

# 事業系ごみの 出し方が変わります。

事業者の  
皆様へ



リサイクル促進、ごみの減量化を図るため  
焼却施設へのリサイクル可能な  
古紙類の受入制限を行います。



焼却施設において展開検査を実施して、  
リサイクル可能な古紙が搬入された場合は、  
排出事業者、収集業者の皆様に  
分別の徹底などを厳しく指導  
することもあります。



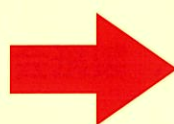
リサイクルできる古紙類は、  
「分別して」排出・処理してくだ  
さい。

＊リサイクル  
できる古紙類



リサイクルへ  
(裏面参照)

＊リサイクル  
できない紙類



焼却施設へ

分別方法などの詳細については、裏面をご覧ください。▶▶▶



 弘前市  
 藤崎町

 平川市  
 板柳町

 大鰐町  
 西目屋村

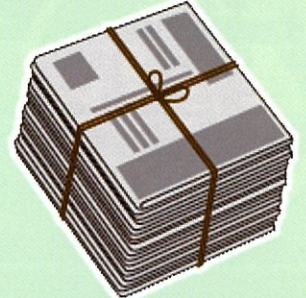
# ❁ リサイクル できる古紙類

以下のものがリサイクルできる古紙類となります。  
分別してリサイクル業者に出してください。

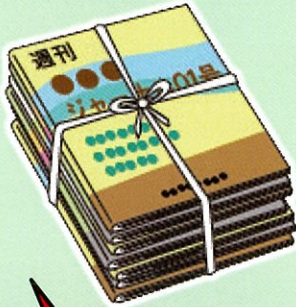
段ボール



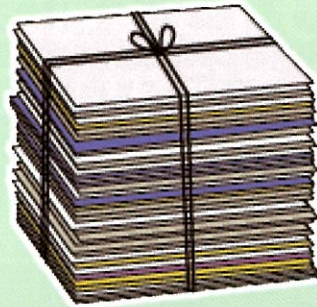
新聞 (チラシ含む)



雑誌など



OA紙



雑紙 (メモ用紙、紙袋、包装紙など)



**注意!**

- ①ファイルの金属やクリップなどは必ず取り外してください。
- ②油や汚水などで著しく汚れたものはリサイクルできません。

- ティッシュペーパー
- 臭いのついた紙 (石鹼の包装紙など)
- ワックス加工した紙 (紙コップ、カップめん、アイス・ヨーグルトの容器など)
- 油紙 ●感熱紙 (レシートなど) ●アルミ加工紙
- 防水加工紙 ●写真
- ビニールでコーティングされているもの
- 圧着はがき ●カーボン紙 ●ロウ付き段ボール
- 金属、プラスチックとの複合品 ●切手 など

# ❁ リサイクル できない紙類

左のものはリサイクルできませんので、一般のごみとして焼却施設へ出してください。

リサイクルできる古紙類については、



**オフィス町内会** を利用ください。

会員となった排出事業者のもとに回収事業者が、古紙を**無料**で回収に伺います。

回収した古紙は製紙会社に搬入され、製紙会社において再生利用 (リサイクル) されます。

※一般古紙は「無料」で回収しますが、「**機密文書**」は「**有料**」となります。

入会申込書は、青森県ホームページからダウンロードできます。  
まずは、インターネットで検索を!!

弘前地区オフィス町内会

検索

【発行 平成27年7月】

連絡先

弘前市都市環境部 環境管理課 環境事業所 資源循環係  
TEL 0172-35-1130  
平川市市民生活部 市民課 環境衛生係  
TEL 0172-44-1111 (内線 1225、1226)  
大鰐町 住民生活課  
TEL 0172-48-2111 (内線 326)

藤崎町 住民課 環境係  
TEL 0172-75-3111 (内線 2137)  
板柳町 町民環境課 環境係  
TEL 0172-73-2111 (内線 105、106)  
西目屋村 住民課  
TEL 0172-85-2803